

「宇都宮市役所プラスチック・スマート行動方針」の策定について

1 策定の目的

宇都宮市役所が一事業者として、より一層の海洋プラスチックごみ問題への対応やSDGsの達成に向けて、代替可能な使い捨てプラスチックの使用削減やバイオプラスチックへの転換などの“プラスチックとの上手なつきあい方”に係る職員の意識の醸成と行動の変容を促すため、「宇都宮市役所プラスチック・スマート行動方針」を策定するものである。

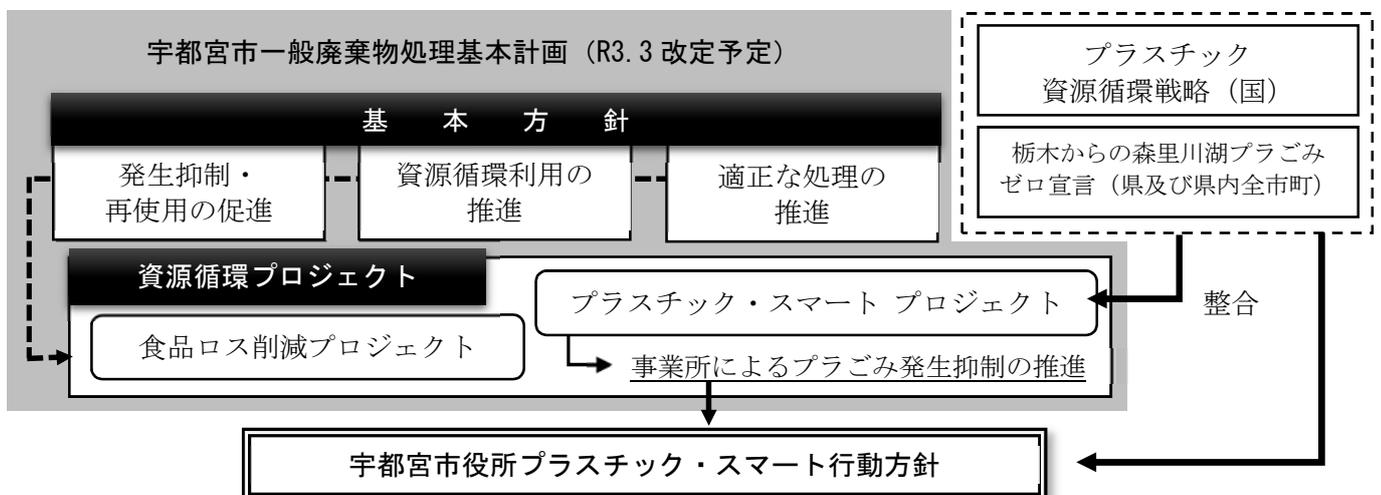
2 背景

- ・ プラスチックは、私たちの生活に利便性をもたらす有用な物質であるが、その一方で海に流れ出ると、長期間、環境にとどまり生態系にも影響を及ぼすこととなる。
- ・ 現在、世界全体で年間 800 万トンものプラスチックごみが海に流出しており、2050 年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出すると推計されている。プラスチックごみは、山から川、川から海へとつながる中でも発生することから、内陸部に位置する本市においても自分の問題として考える必要がある。
- ・ 本市においては、宇都宮市一般廃棄物処理基本計画に基づき、プラスチックごみを含めたごみの発生抑制やリサイクル、適正処理に積極的に取り組んできたところである。
- ・ 国や県のプラスチック資源循環に係る動向を踏まえ、宇都宮市役所も一事業者として職員が“プラスチックとの上手なつきあい方”に率先して取り組むことが重要である。



3 方針の位置づけ

「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」に位置付ける「資源循環プロジェクト」に基づく施策「事業所によるプラスチックごみ発生抑制の推進」に係る市役所としての取組を示すもの



4 運用開始

令和3年4月～

5 方針の内容・特徴

(1) 内容

代替可能な使い捨てプラスチックの使用削減や分別の徹底などの“プラスチックとの上手なつきあい方”に係る職員の意識醸成と行動変容を促進する。

<具体的な内容>

- ・ 宇都宮市役所におけるプラスチックごみ対策に係る取組の概要・・・別紙1
- ・ 「宇都宮市役所プラスチック・スマート行動方針」【公表用】・・・別紙2

(2) 特徴

- ・ 県内市町村初の市役所の率先垂範を示した行動方針

⇒ 海洋プラスチックごみ問題への理解を深め、市役所が一事業者として率先して取り組む“プラスチックとの上手なつきあい方”を示した方針を県内市町で初めて策定する。

<進捗確認項目>

“プラスチックとの上手なつきあい方”を認識して取組を実施している職員の割合
55% (R2) ⇒ 100% (R7)

<主な取組>

施策事業の運営に関すること

- ・ 会議等におけるペットボトルの使用の削減努力
- ・ イベント等における使い捨てプラスチックの使用の削減努力

物品購入に関すること

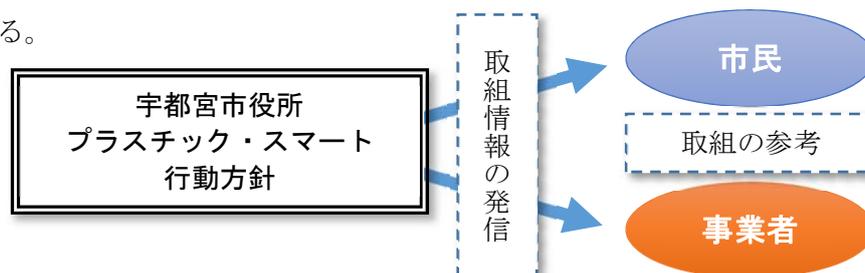
- ・ 調達する消耗品等について、可能な限り使い捨てプラスチック以外のものの選択
- ・ プラスチック製品を調達する際は「宇都宮市グリーン調達推進方針」に則るなど、環境に配慮した物品の選択

職場での行動に関すること

- ・ 適正な分別の徹底
- ・ 「マイMy運動」を推進することによる、マイボトルやマイバッグ等の使用促進

- ・ プラスチックごみ対策に係る効果的な情報発信

⇒ 市民・事業者の更なる取組の参考とするため、市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を活用し、市役所が実施した取組を市民・事業者等へ効果的に情報発信する。



宇都宮市役所におけるプラスチックごみ対策に係る取組の概要

I 現状・課題

1 背景

- 世界全体で年間 800 万トン（東京スカイツリーおよそ 222 基分）のプラスチックごみが海に流出しており、このままでは、2050 年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出すると推計されている。
- 近年、魚や海鳥の体内からマイクロプラスチックが大量に見つかっており、地球規模での環境汚染や食物連鎖を通じた人体への影響等が懸念されている。
- 街なかでポイ捨てされたごみも雨などで側溝から川に流れ込み、一部は海のごみになることから、海洋プラスチックごみ対策は、海岸地域だけでなく内陸部も含めた共通の課題である。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

- 「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月策定 消費者庁、環境省外 7 省）
⇒ 「3R（発生抑制・再使用・再生利用）」＋「再生可能資源への代替」を基本原則とし、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略
- G20 大阪サミット（令和元年 6 月）
⇒ 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の合意
2050 年までに海洋プラスチックごみによる、新たな汚染をゼロにすることを指す。
- レジ袋有料化（令和 2 年 7 月 1 日開始）
⇒ プラスチックの過剰な使用抑制に向けたライフスタイルの見直しのきっかけとすることを目的とする。

(2) 県の動向

- 「^{もりさとかわらみ}栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」の実施（令和元年 8 月）
⇒ 県及び県内全市町による共同宣言（全国初）
⇒ 不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を図る。
- 「栃木県プラスチック資源循環条例」（令和 2 年 3 月制定）
⇒ プラスチック資源循環の推進に関する施策の総合的な策定・実施を県の責務とし、事業者や市町村、県民が一体となってプラスチック資源循環を推進していくことを定めた条例

4 課題認識

海洋プラスチックごみ問題への理解を深めるとともに、持続可能な「環境未来都市うつのみや」の実現やSDGsの達成に向け、市民、事業者、行政などの様々な主体がそれぞれの立場で“プラスチックとの上手なつきあい方”に係る取組を推進する必要がある中で、見本となるべき市自らの具体的な行動について認識を持つ職員の割合が低い。

3 取組・現状

(1) これまでの取組

- プラスチックごみの分別排出
- マイ箸マイバッグの利用促進（マイMy運動）（H18～）
- 市主催イベント等におけるリユース食器の活用促進（H22～） など

(2) 現状

- 令和 2 年度の職員意識調査によると、職員の約 86% が“プラスチックと上手につきあう”必要性を認識しているものの、4 割を超える職員が取り組むべきことがわからない状況である。

5 対応の方向性

市役所が一事業者として実施すべき取組の実施
⇒ “プラスチックとの上手なつきあい方”に係る職員意識の醸成
⇒ 取り組むべき内容の明文化による行動変容の促進

認識状況	割合
必要性を認識しており、取り組むべき内容を知っている	55%
必要性を認識しているが、取り組むべき内容を知らない	31%
必要性を認識していない	13%

約 45% の職員の意識の醸成と行動の変容を促す。

II 「宇都宮市役所プラスチック・スマート行動方針」



1 目的

代替可能な使い捨てプラスチックの使用削減や分別の徹底などの“プラスチックとの上手なつきあい方”に係る職員の意識の醸成と行動の変容を促す。

2 基本的な考え方

“プラスチックとの上手なつきあい方”の推進・発信
⇒ 「プラスチック資源循環戦略」や「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」の趣旨に基づき、代替可能な使い捨てプラスチックの使用削減、バイオプラスチックの利用促進などを推進する。
⇒ “プラスチックとの上手なつきあい方”に係る有効な事例については効果的な情報発信に努める。

3 方針の内容

(1) 施策事業の運営に関すること

- 会議等におけるペットボトルの使用の削減努力
- イベント等における使い捨てプラスチックの使用の削減努力
- その他、各所属において実施可能な取組を積極的に実施

(2) 物品購入に関すること

- 調達する消耗品等について、可能な限り使い捨てプラスチック以外のものの選択
- やむを得ずプラスチック製品を調達する際は「宇都宮市グリーン調達推進方針」に則るなど、環境に配慮した物品の選択

(3) 職場での行動に関すること

- 適正な分別の徹底
- 「マイMy運動」を推進することによる、マイボトルやマイバッグ等の使用促進

4 進捗の確認

“プラスチックとの上手なつきあい方”を認識して取組を実施している職員の割合
55%【R2】 ⇒ 100%【R7】
⇒ 使い捨てプラスチックの使用削減やバイオプラスチックへの転換など、“プラスチックと上手につきあう”ことの必要性を認識し、取組を実施している職員の割合

5 適用範囲

本市職員が行う事務や職員の行動に適用し、全庁的に推進する。

6 情報の発信

本方針に基づき、市が率先して取組を実施するとともに、市民・事業者の更なる取組の参考とするため、市役所が実施した取組を効果的に情報発信する。

「宇都宮市役所プラスチック・スマート行動方針」**趣旨**

第1 この方針は、プラスチックごみによる環境汚染が世界的に進行していることに鑑み、宇都宮市（以下「市」という。）が率先して代替可能な使い捨てプラスチックの使用削減やバイオプラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底などを推進することにより、海洋汚染等の環境負荷の低減を図るとともに、“プラスチックとの上手なつきあい方”に関する職員の意識の醸成と行動の変容を促すため、考慮すべき事項を定める。

基本的事項

第2 以下に基本的な事項を定める。

“プラスチックとの上手なつきあい方”の推進・発信

- ・ 「プラスチック資源循環戦略」や「栃木からの森里川湖^{もりさとかわうみ}プラごみゼロ宣言」の趣旨に基づき、代替可能な使い捨てプラスチックの使用削減、バイオプラスチックの利用促進などを推進する。
- ・ “プラスチックとの上手なつきあい方”に係る有効な事例については効果的な情報発信に努める。

用語の定義

第3 本方針における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 使い捨てプラスチック

プラスチック製で、通常一度使用した後に、その役目を終えるもの
例) プラスチック製容器包装、飲料や調味料等のペットボトル類、
ストローやスプーンをはじめとしたプラスチック製食器類 など

(2) 栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言

令和元年8月に栃木県及び県内全市町で行った共同宣言。不必要な使い捨てプラスチックの使用削減や再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底など、プラスチックとの上手なつきあい方を栃木から発信し、森里川湖におけるプラスチックごみゼロに向け、行動することを宣言した。

行動方針

第4 以下の事項について率先して取り組むこととする。

(1) 施策事業の運営に関すること

- ・ 会議等（審議会，研修会，イベント等）におけるペットボトルの使用の削減に努める。
- ・ イベント等における使い捨てプラスチックの使用の削減に努める。
- ・ その他，各所属における事務事業の中で実施可能な取組を積極的に実施する。

(2) 物品購入に関すること

- ・ 調達する消耗品等について，可能な限り使い捨てプラスチック以外のものを選択する。
- ・ やむを得ずプラスチック製品を調達する際は「宇都宮市グリーン調達推進方針」に則るなど，環境に配慮した物品を選択する。

(3) 職場での行動に関すること

- ・ 適正な分別を徹底する。
- ・ 「マイMy運動」を推進することにより，マイボトルやマイバッグ等の使用を促進する。

進捗の把握

第5 市は，本方針の進捗確認に係る調査を行うものとする。

情報の発信

第6 “プラスチックとの上手なつきあい方”として効果的な取組等の情報については適宜，情報発信する。

適用範囲

第7 本方針は，本市職員が行う事務や職員の行動に適用し，全庁的に推進する。

方針の見直し

第8 本方針は，社会情勢の変化や技術の進歩等の状況を踏まえ適宜見直しを行う。

附則

第9 この方針は令和3年●月●日から適用する。

